

特定非営利活動法人スマイルオブキッズ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は特定非営利活動法人スマイル オブ キッズと称す。英文では Smile of kids と表示する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を神奈川県横浜市南区六ッ川4丁目1124-2に置く。

(目的)

第3条 本会は、闘病中の子どもたちの基本的人権が尊重され、最善の医療を受け日々の生活の質を向上させることができるよう、本人及び家族に精神的、物質的支援をする事業並びに小児医療に関わる法人、団体への支援事業を行うとともに闘病中の子どもたちの現状を広く社会に伝え、志のあるボランティアを育成することによって、広く社会全体の子育て環境の改善に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類及びその事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表の「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「人権の擁護又は平和の推進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」及び「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行い、次に掲げる事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

闘病児及び家族の支援施設の整備及び運営事業

闘病児に関わる法人、団体等への助言・支援事業

闘病児及び家族の交流の場の提供事業

難病の子ども達の課題を解決していくための調査及び提言事業

闘病児に関わるボランティアの育成と派遣事業

その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(2) 収益事業

イベント事業

物品販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次に掲げる2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人および団体

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人および団体

(入会および会費)

第6条 本会の正会員及び賛助会員になろうとする者は別に定める入会申込書を理事長に提出し、会費を払い込むことによって会員となることができ、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 会費の額は、総会の決議を経なければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会届けを、理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、または会員である団体が解散したとき。

(2) 会費を一年以上滞納したとき。

(3) 除名されたとき。

(除名)

第8条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の過半数以上の議決により、これを除名する事ができる。この場合その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(会費等の不返還)

第9条 本会は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第10条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上10人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第11条 役員は総会で選任する。

2 理事長及び副理事長は理事会において理事の互選により定める。

3 監事は、理事又は本会の職員を兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事長は、本会を代表し、その業務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときには、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の決議に基づき、本会の業務の執行をする。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は、財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べる、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員によって選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または、他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第10条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次のいずれかに該当するときには、総会の議決により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

第4章 会議

(会議の構成)

第15条 本会の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見をのべることができる。

(会議の権能)

第17条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び収支決算の承認

(5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(6) 会費に関する事項

(7) 解散した場合の残余財産の処分

2 理事会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の作成並びにその変更
- (2) 事務局の組織及びその運営
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(会議の開催)

第 18 条 通常総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 2 カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
- (2) 正会員の総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があった場合
- (3) 第 12 条第 4 項第 4 号の規定に基づき、監事から招集があった場合

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた場合
- (2) 理事の総数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があった場合
- (3) 第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づき、監事から招集の請求があった場合

(招集)

第 19 条 総会及び理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開会日の 2 週間前までに発して行なわなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時及び場所ならびに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面またはファックス、E メールをもって、開会日の 1 週間前までに招集通知を発信して行なわなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第 2 項第 1 号、第 2 号または同条第 3 項第 2 号、第 3 号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の運営方法)

第 20 条 総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

(定足数)

第 21 条 総会は、正会員が総数の 2 分の 1 以上出席した場合に開会する。

2 理事会は、理事 3 名以上が出席した場合に開会する。

(議決)

第 22 条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会及び理事会において、第 19 条第 2 項または第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第 23 条 総会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもってまたは他の正会員を代理人として表決権を行使することができる。

2 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決権を行使することができる。

3 第 1 項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定により表決権を行使する構成員は、第 21 条、第 22 条第 1 項の規定に適用については出席したものとみなす。

第 5 章 資産および会計

(資産の構成)

第 24 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(事業年度)

第 25 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 26 条 本会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(事業報告および収支決算)

第 27 条 本会の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後 2 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第 6 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 28 条 この定款は、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

(解散)

第 29 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(合併)

第 30 条 本会は、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第 31 条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に帰属するものとする。

第 7 章 雑則

(事務局)

第 32 条 本会は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第 33 条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

(規則)

第 34 条 この定款の施行に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

2 本会の設立当初の正会員及び賛助会員の年会費は、第 6 条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

正会員年会費 3 0 0 0 円以上 (1 口 1000 円 X 3 口以上) 賛助会員 1 口 5 0 0 0 円 (1 口以上)

3 本会の設立当初の役員は、第 10 条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長 田川尚登

副理事長 箕輪富雄 佐伯トシコ

理事 磯ヶ谷政久 安達かほる 佐々木裕子 小宮弘毅 後藤彰子 松尾忠雄 岩崎幸代

監事 麻生昌敬

4 本会の設立当初の役員の任期は、第 13 条の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 5 月 31 日までとする。

5 本会の設立当初の事業年度は、第 25 条の規定にかかわらず、成立の日から 2004 年 3 月 31 日までとする。

6 本会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附則

この定款は、平成17年8月1日から施行する。

附則

この定款は、平成18年5月18日から施行する。